

『アジア経営研究』投稿規程

1. 『アジア経営研究』はアジア経営学会の機関誌であり、アジアに関連した経営学の研究成果を広く世界に問うとともに、内外の研究交流を図ることを目的とする。

2. 原則

(1) 『アジア経営研究』は、当分の間、年1回刊行する。

(2) 原稿はアジアに関連した経営学およびそれと密接に関連する分野の未公開の学術論文、書評などとする。

(3) 原稿本文における使用言語は、日本語または英語とする。

(4) 研究会（全国大会及び各部会を含む）において口頭発表したものを一部分とするもの、あるいはその内容を発展させたものは未公開論文として扱う。

(5) 投稿者は本学会会員とする。共著論文の場合は筆頭執筆者が本学会会員であることが必要である。

(6) ただし、編集委員会が必要と認めた場合には、本学会会員以外の投稿を求めることができる。

(7) 全国大会報告者は、その年度に編集される号について投稿する権利を所持する。

(8) 全国大会報告者以外の投稿希望者は、全国大会終了後1か月以内に、編集委員会に申し出るものとする。

(9) 『アジア経営研究』に掲載された論文の著作権は、アジア経営学会に帰属する。本誌の複製（コピー）に係わる権利の管理は本誌の編集委員会が行うものとする。

(10) 本誌掲載論文等の転載、出版（電子媒体を含む）、または情報ネットワーク上（インターネット上のWWWサーバーなどによる）での公開を希望する執筆者は、編集委員会の許諾を得るものとする。その場合、執筆者は、編集委員会の許諾を得た事実を掲載（公開）先の読者に明示しなければならない。

3. 原稿の種類・文字数

(1) 論文：実証的または理論的研究の結果で、オリジナルな原稿を原則とする。既発表の論文をそのまま別言語に翻訳したものはオリジナルな原稿とは認めない。

(2) 展望：特定の分野・方法等に関する研究動向を紹介し、執筆者が論評を加えたもの。

(3) 研究ノート：一連の研究の中間報告、先見的な研究報告。

(4) 書評・文献紹介：新刊書の紹介。ただし、『アジア経営研究』掲載論文に対する批判・議論などは対象としてもよい。

(5) 講演：全国大会等で主催者の依頼により会員以外の方に行っていただいた講演の記録を掲載するもの。

(6) 論文、展望、研究ノートには本文の他に英文要旨とキーワードを、講演にはキーワードを付すものとする。

(7) 掲載頁数は以下のように定める。「基本掲載頁数」とは、実費を負担することなく掲載

できる頁数のことである。「最大掲載頁数」とは掲載できる頁数の上限である。掲載された原稿の頁数が「基本掲載頁数」を上回った場合には、実費を執筆者の負担とする。英文要旨とキーワードは1頁目に掲載される。字数は目安であり、タイトル、キーワード、英文要旨を含まない。

(8) 論文、展望、研究ノート、書評・文献紹介については、査読制度 (Referee system) に基づいて掲載の可否を決定する。

原稿の種類	基本掲載頁数 (目安字数)	最大掲載頁数 (目安字数)
論文・展望 (全国大会統一論題報告者)	14 (24,000)	16 (27,500)
論文・展望 (それ以外の投稿者)	12 (20,500)	14 (24,000)
研究ノート	12 (20,500)	14 (24,000)
書評・文献紹介	3 (4,500)	4 (6,500)
講演	14 (24,500)	16 (28,000)

4. 原稿の提出

(1) 執筆者は、別添「執筆要領」とテンプレートに基づいた原稿を編集委員会へ提出する。

(2) 執筆者は、採択された原稿をマイクロソフトワード (Microsoft Word) で作成し、電子ファイルを編集委員会へ提出する。

(3) 日本語を母語としない執筆者が日本語で原稿を投稿する際には、投稿の前に日本語を母語とする者の校正を受けた上で編集委員会へ提出する。

(4) 英語を母語としない執筆者が英語で原稿を投稿する際には、投稿の前に英語を母語とする者の校正を受けた上で編集委員会へ提出する。

5. 原稿の審査

(1) 原稿の掲載可否については、編集委員会が決定する。

(2) 原稿の記述が投稿規程を逸脱していると判断される場合は、編集委員会は執筆者に原稿の修正を要求することができる。

(3) 編集委員会は、査読制度に基づき、必要と認めた場合には、加筆・修正等を執筆者に求めることがある。

6. 原稿料等・経費負担

(1) 原稿料は支払わないものとし、また投稿料は徴収しない。

(2) 図表がそのままでは製版しがたいと認められ、かつ執筆者による書き直しも困難な場合には、執筆者と連絡の上、編集委員会の責任において書き改め、執筆者に実費を請求することがある。

(3) 抜刷は、執筆者の希望により作成する。

(4) 抜刷作成の工程の制約上、原稿の採択が決定された段階で申請を受け付ける。本誌完成後に抜刷を希望しても、作成しない。

(5) 抜刷料金については、その実費を執筆者の負担とすることがある。

7. 本投稿規程の改訂は理事会にて行い、評議員会および総会に報告する。

附則

1. 「投稿内規」(1996年10月6日施行)を廃止する。
2. この規程は2005年9月18日から施行する。
3. 1の一部を変更し、4に(3)を追加する。この改訂を2006年9月16日から施行する。
4. 4(3)の一部を変更する。この改訂を2012年9月23日から施行する。
5. 一部改訂する。この改訂を2013年9月13日から施行する。
6. 一部改訂する。この改訂を2014年9月12日から施行する。
7. 一部改訂する。この改訂を2021年9月11日から施行する。
8. 一部改訂する。この改訂を2022年9月10日から施行する。

改訂履歴

2006年9月16日に改訂された内容。

1. 1の「その仕上がり体裁はB5版の2段組とする」を「その仕上がり体裁はB5版とする」に変更した。
2. 「4. 原稿の提出」に「(3) 日本語を母語としない執筆者は、事前に必ず日本語のチェックを受けた上で原稿を編集委員会へ提出する」の項目を追加した。

2012年9月23日に改訂された内容。

1. 「4. 原稿の提出」の(3)の項目は「日本語を母語としない執筆者は、投稿の前に日本語を母語とする者の校正を受けた上で原稿を編集委員会へ提出する。」に変更した。

2013年9月13日に改訂された内容。

改訂箇所が多数にのぼるため、事務局において改訂履歴を保存するものとする。

2014年9月12日に改訂された内容。

事務局において改訂履歴を保存するものとする。

2021年9月11日に改訂された内容

2. 原則の「(10) 本誌掲載論文等の転載、出版(電子媒体を含む)、または情報ネットワーク上(インターネット上のWWWサーバーなどによる)での公開を希望する執筆者は、編集委員会の許諾を得るものとする」の後に以下の文言を付け加えた。「その場合、執筆者は、編集委員会の許諾を得た事実を掲載(公開)先の読者に明示しなければならない」。

2022年9月10日に改訂された内容

4.の「(4) 英語を母語としない執筆者が英語で原稿を投稿する際には、投稿の前に英語を母語とする者の校正を受けた上で編集委員会へ提出する。」の文言を付け加えた。